

本年4月1日

上野丸之内の槌野策司さんが法務大臣から
新しく人権擁護委員に委嘱されました。



……槌野さんに人権擁護委員について寄稿いただきました。……

人権とは、

人間が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生れながらにして持っている権利です。人権は日本国憲法で、すべての国民に保障されています。

人間が「命」という平等なものを授かり生きていく上で人権は大切に守られていかなければなりません。しかし、現実には、日常生活の中で人権をめぐるさまざまな問題が起きています。また、人権は目に見える形としてあるものではないので、人権侵害や不当な扱い、虐待などが実際に行われていても、なかなか表面化しないケースも多いと思われます。そこで地域住民の身近な相談相手として、人権擁護委員が任命され、活動しています

人権擁護委員は、地域の住民が人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局・地方法務局の人権相談や市役所などの公共施設等において地域の皆様から人権相談を受けるなどの活動を行っています

人権擁護委員の活動と役割は、

- 1、人権相談として、常設相談所又は特設相談所において、面談又は電話による人権相談に応じています。
- 2、人権啓発活動として、世界人権宣言が採択された12月10日が「世界人権デー」と定められ、日本では12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」として広く住民の皆様の人権尊重の大切さを呼びかけています。人権教室では、小学生、保育所・幼稚園児などを対象に学校等訪問を行い人権擁護委員が作成した紙芝居などを使用し思いやりの大切さなどを伝えます。
この他、人権の花運動や全国中学生人権作文コンテストを実施しています。
- 3、人権侵害による被害者の救済として、「人権を侵害された」という被害者からの申告等を受け、法務局職員と協力して、情報の収集を行い、人権審判事件の調査、処理に当たると共に、調査の途中で当事者の主張や利害を調整し事案の円満な解決を図ります。

最近では、女性や子どもからの人権相談について、津地方法務局に女性の人権に関する電話相談を専門に扱う「女性の人権ホットライン」(0570-070-810)と、「子どもの人権110番」(0120-007-110)をそれぞれ開設しています。

伊賀市人権擁護委員協議会では、毎月水曜日に津地方法務局伊賀市局に常駐し相談に応じると共に、毎月木曜日に上野ふれあいプラザにおいて特設相談所を開設し人権相談に応じますので、人権問題等で困ったことがありましたら、お気軽に相談してください。